

安井息軒を継ぐ人々(五)  
——安井息軒研究(十)——  
——陸奥宗光と立憲思想

古賀 勝次郎

目次	
序説	安井息軒と中村敬宇(第八巻第一号)
第一部	安井息軒の生涯と著作
第一章	安井息軒の生涯
(一)	父の膝下で学ぶ
(二)	江戸で師友に交わる
(三)	激動の時代を生き抜く(第八巻第二号)
第二章	安井息軒の著作
(一)	古典の注釈書
(i)	四書の注釈書
(ii)	五経の注釈書(第八巻第三号)
(iii)	諸子の注釈書
(二)	紀行文(第九巻第一号)
(三)	時務論
(四)	『北潜日抄』
(五)	『弁妄』
(六)	随筆(第十巻第一号)
第二部	安井息軒を継ぐ人々
(一)	井上毅
(i)	長岡監物と木下韓村
(ii)	横井小楠開国論の克服
(iii)	安井息軒と三計塾
(iv)	井上毅と法治国家思想(第十巻第二号)
(二)	重野成斎と川田麿江
(i)	儒学から近代日本史学へ
(ii)	儒学、国学、洋学における考証学的史学
(iii)	重野成斎と川田麿江の論争(第十巻第三号)
(三)	島田篁村・岡松甕谷・竹添井井
(i)	島田篁村—江戸儒学と明治漢学の架橋
(ii)	岡松甕谷—洋学にも通じていた漢学者
(iii)	竹添井井—日本最後の漢学者(第十一巻第一号)
(四)	近代日本立憲制建設に力を尽した人たち

- (i) 幕末から明治十年まで―伊地知正治・木戸孝允など
- (ii) 明治十一年から明治憲法制定まで―阪田警軒・谷干城など(第十一巻第二号)
- (五) 陸奥宗光と立憲思想
  - (i) 安井息軒と陸奥宗光
  - (ii) 陸奥宗光の生涯
  - (iii) 陸奥宗光の立憲思想―安井息軒からベンサムへ(以上本号、以下続く)

## (五) 陸奥宗光と立憲思想

### (i) 安井息軒と陸奥宗光

従来の陸奥宗光研究では、陸奥の外交上の行績が余りにも顕著だったため、外交官としての陸奥に焦点を当てた研究が多かった。しかし、萩原延壽の意欲的な陸奥研究が現われてからは、陸奥が外交で示した卓越した才能は疑い得ないけれども、陸奥が真に目指したのは日本に立憲政体を確立することだった、というように変わってきた。陸奥の生涯、そして陸奥が残した翻訳を含む著書、論稿、書簡などを詳しく吟味すれば、萩原らの陸奥論が大いに説得力を持っていることが明らかになる。これを陸奥の一生を木にたとえたと、立憲政体建設への運動が幹であり、外交は枝、もっとも大きな枝であつたということになるか。

陸奥を立憲体制の確立へと駆り立てた最大の動機が反藩閥政治に

あつたことは明らかだが、では陸奥を立憲思想に近づけたのは何だったのか、あるいは誰だったのか。陸奥がその立憲思想を西洋の思想家たちから学んだことは言うまでもなく、特にイギリスの功利主義者J・ベンサムの影響は顕著だった。しかし、陸奥が実際に原典で西洋思想家たちの立憲思想を学ぶようになるのは維新後である。勿論、西洋の立憲思想に触れたのは、既に維新前で、恐らく、坂本龍馬、勝海舟、あるいは後藤象二郎あたりから聞いて知つたのであつたらうか。だがここで注意すべきことは、陸奥は坂本や勝などに会う前に、当時の正規の学問をやつていたということであり、これは、東洋には西洋の立憲思想のようなものが存在しなかつたので、その立憲思想を受け入れるのは困難ではなかつたかどうかという問題を提起することである。しかしこの問題には容易に答え得る。即ち、陸奥は余り困難を伴うことなく西洋の立憲思想を受け入れた、ということである。

何故か。それは陸奥が『管子』を介して西洋の立憲思想を受け入れたと推測できるからである。であれば当然安井息軒の影響があつたと思われる。息軒は儒者でありながら、『管子』を重視し、儒家思想と法家思想を統合した儒教圏における殆ど唯一の儒者であつた。しかし、陸奥自身は息軒については何も語っていない。だが、陸奥が安政五年から文久二年の間のどこかで、息軒の三計塾に学んでいたことは間違いない。その間のところを「小伝」では次のように書かれている。「決然郷閥を出で江戸に來り自ら姓名を改め中村小次郎と稱せり貧困自給する能はず各処に寄食し筆耕僅に其口を糊

するもの三年此間安井息軒、水本成美等の門に修学し得る所甚だ多し<sup>(2)</sup>。と。但しこの部分は、陸奥の弟子で後に首相になった原敬が書いている。ここには、陸奥が何時息軒の三計塾に入ったかが記されていないが、息軒の門人帳には、文久二年二月の条に、「紀州中村小次郎<sup>(3)</sup>」とある。もしそうだとすると、陸奥が三計塾にいた期間はそれほど長くはなかったであろう。というのは、文久三年、陸奥は坂本龍馬と出会い、神戸にあった勝海舟の海軍塾に入っているからである。ところで陸奥が三計塾を退塾した時のエピソードが伝えられている<sup>(4)</sup>。それによると、陸奥は自ら塾を退いたのではなく、破門されたというのである。即ち、陸奥は自らの才能を恃むこと甚だ強く、他の塾生を蔑むから、塾の雰囲気が悪くなったので、息軒はその才能を惜しむも退塾を命じたことである。真偽のほどは分からないけれども、ありそうなことではある。三計塾を去って、翌年入った勝の海軍塾でも、陸奥は同じように振舞っていたようだからである。勝は『氷川清話』の中で、陸奥についてこう言っている。「身の丈にも似合はぬ腰の物を伊達に差して、いかにも小才子らしい風をして……居たヨ。……塾中では、小次郎の評判は甚だ悪かつた。塾生には、薩州人が多くつて、……小次郎の様な小働功な小才子は誰にでも爪弾きせられて居たのだ<sup>(5)</sup>。」このように、陸奥は才能には恵まれてはいたが、極めて个性的で扱いにくい人物だったようである。

さてでは、陸奥は一体、三計塾で何を学び、安井息軒からどのような影響を受けたのであろうか。これについては上述のように、確

かな資料が存在しないので推測する外ないけれども、恐らく、息軒の弟子で、後に近代日本の立憲政体の建設に大きく貢献した谷干城や井上毅などと同じようなことを、三計塾で学び息軒から影響を受けたであろう。そしてそれは、陸奥が書き残した文章から、間接的に証明することができる。何よりも、『管子』の影響であって、陸奥の文章にも管子の名前がよく出てくる。また、三計塾では『韓非子』もよく読んでいたので、韓非子についても知っていたようである。江戸時代には、法家思想は「功利」思想だとして排撃されていたが、息軒は功利を寧ろ積極的に肯定した。勿論、息軒の肯定する功利は、近代西洋のベンサム流の功利主義の功利とは随分違うものだったが、陸奥はベンサムの功利主義を積極的に受け入れた。この点では、陸奥は谷や井上とは違っていたといえるかもしれない。しかし、近代西洋の立憲思想を導入する際の最も大きな問題、即ち、西洋の法概念と東洋（儒家や法家）の法概念が著しく異なっているという問題にどう対処していけばよいか非常に苦悩した点では、何れにおいても同じであった。また、陸奥は『春秋左氏伝』に出てくる外交辞令を集めた「左氏辞令一斑」を作っているが、これは陸奥が『春秋左氏伝』をよく読んでいたことを物語るもので注目される。何故なら、息軒は五経の中でも『春秋左氏伝』を特に重視していたからである。

何れにせよ、安井息軒と陸奥宗光との関係について、これまでの陸奥宗光研究では全くといってよいほど論じられてこなかったテーマである。本稿では以下、このテーマを中心に陸奥の立憲思想を論

ずることにするが、その前に、陸奥の生涯を簡単に見ておこう。

## (ii) 陸奥宗光の生涯

陸奥宗光は、弘化元年七月七日に、和歌山城下に生まれた。父は和歌山藩士伊達藤二郎宗広、母は渥美氏政子である。幼名牛磨、長じて小次郎、その後、姓を陸奥に改め、陽之助、宗光と改名。号は士峰、六石、福堂など。その頃父は、既に勘定吟味役、寺社奉行を経て、熊野三山寄付金貸付方有司惣括の要職にあった。自得、千広と号し、幕末・維新期の有数の文人・歌人で、嘉永元年に成った『大勢三転考』は、我が国明治以前の代表的史書のひとつとされる。後述するように、こうした父から子の宗光が大きな影響を受けたこととはいうまでもない。

しかし、嘉永五年、それまで順調に昇進してきた宗広の身に、突然、苛酷な運命が襲った。同年九月に、後見者だった執政山中筑後守が死に、それに続いて十二月には、最大の庇護者だった前藩主の治宝が死去したからである。治宝と山中筑後守の藩政支配に不満を持っていた勢力が反撃に出て、宗広追い落としを謀り、宗広はすべての官職を奪われ、田辺の安藤飛驒守の居城に幽閉された。そしてその禍いは家族にも及び、伊達家の人々は一切の家禄を失い、和歌山を離れて十里外の地に移り住まねばならなくなった。この時、宗光は「僅に九歳母に随ふて四方に流離す」と「小伝」にある。具体的には、高野山麓、紀ノ川沿いの村々で流浪生活を送り、やがて入

郷村に落着く。

安政五年、江戸に出る。この時の詩が残っている（「小伝」）。

朝誦暮吟十五年 飄身飄泊似飄船

他時爭得生鵬翼 一挙排雲翔九天

文久元年、父宗広、兄宗興、赦されて和歌山に帰る。父と会うために帰郷するも、まもなく江戸に戻り、学問に励み、安井息軒や水本成美などの塾に入ったり、昌平黌で学んだりした。安井や水本などの塾に入り修学したことは、既に上で「小伝」の文章を引用して示しておいたので、ここでは、宗光の最初の本格的伝記を書いた坂崎紫瀾の『陸奥宗光』から引用しておこう。「当時君は尾羽打ちやらせし旅鳥の何処に便る時たねもなく吹雪に迷ふ如くなりしが。或時は漢方医の家に草根木皮を刻み。或時は書生の為めに抄写を内職として其質を取り。亦自ら漢学を修めんとて。安井息軒並に水本成美の塾に学僕として住み込み。蛍雪の労を積むこと怠らず。」

息軒が宗光に与えた影響については、以下で詳しく述べるが、ここで水本について一言しておこう。水本は松崎慊堂門生で息軒の後輩に当るが、当時、日本及び中国の法律に最も精通していた人物といわれる。明治元年十月、新政府より明律取調を命ぜられる。翌二年一月、昌平学校一等教授、同年三月、刑法官に刑律取調掛が設置され主任となり、新律編纂が始まる。翌三年十二月、水本の主導で新律綱領刻成る。その後、大審院判事、元老院議員、参事院議員などを歴任。こう水本の経歴を見れば、水本と宗光とは元老院で一緒だったことが分かるが、実際、両者がどういふ関係にあったかは、

水本に関する資料が余りに不足しているので明らかではない。しかし確実なことは、宗光が元老院幹事だった時、河野敏鎌（河野も息軒門下、後の農商務・文部・司法大臣）と共に、県信緝から受け取った蘆野徳林の『無刑録』を水本のところに持っていき、有益な著書であれば、政府で出版してはどうかと願ったことである。これは『無刑録』に寄せた水本の「序」に出ていて以下のようにある。「適本院幹事陸奥宗光河野敏鎌出一書示余曰此書果可用則刊之於官以公於世如何把而覽之則無刑録也問所由来則信緝携而歸者余之望慕久而不得見者一朝而得寓目実信緝之賜其喜幸果為何如而兩幹事又欲刊而公之世之執法者之喜幸又何如哉。」<sup>7</sup>そして実際、『無刑録』は、明治十年に元老院から出版されている。宗光はその後も『無刑録』を読んでいたようで、宗光が山形に繋獄中、家族から送られた書籍の中に『無刑録』もあった。<sup>8</sup>以上のことからでも分かるように、恐らく、水本と陸奥との関係は、かなり密なものがあったと思われるが、資料が不足しているので、今後の研究に俟ちたい。

また、宗光が昌平黌に学んだことは、「小伝」には記されていないけれども、兄宗興や宗光自身の手紙によってほぼ間違いない。例えば、宗光の文久二年（萩原氏推定）正月三日付の年賀状に、「小生義当時者聖堂入塾仕、無事勤学罷在候条、乍憚御休慮可被下候。」<sup>9</sup>とある。当時、昌平黌に入るには儒官の推薦が必要だったはずで、息軒あるいは他の儒官の推薦があったのだろうか。息軒の門人帳によれば、上述のように、宗光は文久二年の二月に三計塾に入っているけれども、その前に息軒と出会い息軒からその才能を認め

られていたことも十分推測できることだが、事実はどうであったか。

維新前に、陸奥宗光に影響を与えた人物を三人挙げるならば、思うに、父宗広、師安井息軒、坂本龍馬ということになる。そしてこれらの中で、最も大きな影響を宗光に与えたのはいうまでもなく龍馬である。陸奥が龍馬に初めて会うのは文久三年の二―三月頃で、その頃龍馬は、勝海舟の弟子として、神戸に出来ることになっていた海軍操練所の設立準備のために力を尽していた。龍馬は陸奥に会うや直ちにその「才鋒の鋭利」なるを認め、更にそれを伸ばし「老成練熟の域」<sup>10</sup>（小伝）に達せしめんと、勝の海軍塾に入れた。四月、幕命として海軍操練所の開設が決定。十月、龍馬、塾頭となり、海軍操練所の訓練生を指導。その中に勿論、陸奥もいた。その外、沢村惣之丞、近藤長次郎、千屋寅之助、高松太郎、新宮馬之助などがいた。しかし、元治元年十一月、勝海舟が軍艦奉行職を解かれたため、海軍操練所も閉鎖された。四月、西郷隆盛と小松帯刀が鹿児島に帰ることになったので、龍馬たちも同行、陸奥もその中にいたようである。更に、五月、汽船開聞丸購入のため長崎へ行く小松に同行。そこで坂本らは亀山社中を興し、薩摩藩から財政援助を受ける。亀山社中時代の陸奥の行動はハッキリしないけれども、英語や航海術を学び、海外の新知識を吸収していたといわれる。亀山社中には、息軒の三計塾出身者の池内蔵太もいたが、惜しいことに、慶応二年春、五島塩谷崎でワイルウエフ号と共に遭難死している。

慶応三年四月、土佐藩の支援の下で海援隊が発足。海援隊約規の冒頭にこのようにある。「凡嘗テ本藩ヲ脱スル者、及他藩ヲ脱スル海外ノ志アル皆此隊ニ入ル。運輸射利、開拓投機、本藩ノ応援ヲ為スヲ以テ主トス。今後自他ニ論ナク其志ニ從テ撰テ入之。」<sup>10</sup>ここには、海援隊が海外に志ある者の集りで、藩、身分、政治的立場を越えた団体であることが表明されている。

同隊は隊士、水夫、火夫などを合わせ総勢およそ五十人で、勿論その中に陸奥宗光もいた。陸奥は海援隊では測量士官であったが、同年七月頃、同隊のために「商法ノ愚案」と題して、「商船運送之事」、「取組商売之事」、「商船ヨリ船持ニ運上ヲ出サセシムル事」の三策を坂本に提出、以後、同隊商法に専任するようになった。

坂本龍馬が宗光に宛た手紙は四・五通残っているが、その中の一つ、慶応三年十月二十二日付の手紙には次のようにある。「……御案内の沢やの加七と申候もの、咄、……度々小弟ニ参り相談願候。其故ハ仙台の国産を皆引受候て、商法云云の事なり。小弟が手より金一万両出せとのこと也。上件を是非と申相願候間、商法の事ハ陸奥に任し在之候得バ、陸奥さへウンといへバ、金の事をとまかくもかすべし。……」<sup>11</sup>ここでは、龍馬が陸奥の商才をいかに愛しているかが分かるが、「小伝」には、「龍馬嘗て人に対して言ふ我隊中数十の壮士あり然れども能く団体の外に独立して自から其志を行ふを得るものは唯余と陸奥あるのみ」とあり、龍馬がいかに陸奥の力を高く評価していたかを知ることができる。一方の陸奥の方も、生涯、龍馬を敬愛し続け、そのことを何度も文章にしている。宗光

最後の文章（口述）となった「後藤伯」の中でも、龍馬を追慕してこう言っている。「坂本は近世史上の一大傑物にして、其融通變化の才に富める、其識見議論の高き、其他人を誘説感得するの能に富める、同時の人、能く彼の右に出るものあらざりき。」<sup>12</sup>だがその龍馬も同年十一月十五日夜、刺客に襲われ命を落した。

坂本龍馬は死んだが、その政治的手腕と「船中八策」——特に、憲法制定と議会の開設——は、その後の陸奥の生き方に大きな影響を与え続けることになる。

慶応三年十二月末、兵庫の開港、大坂の開市に立ち合うため大坂に赴き、イギリス公使館を訪ねた。そこで日本語書記官アーネス・サトウに面会を求め、「小伝」によると、更にサトウの紹介でイギリス公使ハリー・パークスと意見を交わした（事実は、パークスには会っていないらしい）。そして京都に戻りその内容を文章に認め岩倉公に提出した。それは、「維新の急務は到底開国進取の政策を執らるゝの外他策なし」（「小伝」というものだった。これが岩倉に受け容れられ、陸奥は明治元年一月、岩倉の推挙で、新政府の外国事務局御用掛に任命された。これについて、陸奥は自ら「余が生来始めて身を責任ある地に置き国家の公務に与かる第一歩なりとす……王政維新兵馬倥偬の間に於て新政府が最も不熟練なる外国交際の事に従ひたるなり。」（「小伝」と記している。この時、同職に補せられたのは、伊藤博文、井上馨、寺島宗則、五代友厚、中井弘であった。その三ヶ月後、大隈重信が加わる。なお、辞令書には、「土州 陸奥陽之助」と書かれていた。

同年五月、会計官権判事となる。この転任は、「鋼鍔船御取入中会計事務兼務」となったからである。この時、宗光は軍艦引き取りの金策によって名を挙げた。「小伝」によると、当時外国事務局判事だった小松帯刀の幹旋でストーンウォール号は明治新政府に引き渡されることになったが、その支払い代金が不足していたため、宗光が大阪の豪商たちから調達したというのである。同年六月、会計官権判事を免ぜられ、大阪府権判事となる。そのいきさつを「小伝」はこう記している。「会計官副知事其実は会計官総裁たる三岡八郎と余との間に頗る所見を異にし余は少年血気の時とて序中に於て口角沫を飛ばし大に三岡と激論すること数回に及びたるの結果として遂に会計官権判事を免ぜられること、為りたり然るに大阪府知事後藤象次郎(トヤ)此際に周旋する所あり其奏請に因り大阪府権判事被仰付たるなり。」

明治二年正月、摂津県知事となる。摂津県が後に豊崎県と改称されたので、宗光も豊崎県知事となる。同年六月、兵庫県知事となる。前任者は伊藤博文だった。しかし、同年八月同職を免ぜられた。その理由について「小伝」にこうある。「当時中央政府に於て大隈伊藤の開進派と保守派との間に隠然として氷炭相容れざるものありて各県の知事其属する所の党派如何に因り免黜せられたるもの多かりしが余も亦其中の一人として此辞令書を受くるに至れり。」文中の大隈は大隈重信、伊藤は伊藤博文である。

明治二年十月、中央政府、大隈や伊藤らから上京を促されるも辞退、和歌山藩に帰り、藩政改革に参与。翌三年三月、和歌山藩執事

として渡欧、イギリス、ドイツ（プロイセン）、フランスなどに滞在。翌四年五月帰国、和歌山藩庁に出仕、翌六月、津田出の後任として和歌山藩戊寅都督心得・権大参事となり、同藩兵制の大改革を行った。陸奥が和歌山藩藩政の改革に用いた人物の中に、鳥尾小弥太、林董、星亨、小松済治などがいた。

明治四年八月、神奈川県知事に任ぜられた。在職中、陸奥を助けた人物として、大江卓、神鞭知常らがいる。神鞭も安井息軒門下で、後に、法制局長官、内閣恩給局長官などを歴任。

明治五年四月、「田租改正議」を建白、地租の税率を地価の一定率、即ち5%全国一律にすべしと提案した。同提案が、参議の大隈重信、大蔵大輔井上馨の認めるところとなり、六月、大蔵省租税頭に任命され、全国的な地券の交付、地価の決定などの問題に取り組む<sup>(18)</sup>。

明治六年七月、木戸孝允が岩倉使節団一行より一足先に帰国したので、陸奥は留守中の事情を木戸に伝えた。十月、征韓論争が起り、西郷、江藤らが下野。

明治七年一月一日、藩閥政権を批判した「日本人」を草し、木戸孝允に呈した。十五日、「征韓論に与みするものにあら」ざるも、当時の政界の混乱を前に、「政府部内に立つよりも寧ろ野に下りて運動するの得策なるを感」(「小伝」)じ、自ら願ひ出て、租税頭を辞した。二日後、板垣退助、後藤象二郎らが、「民撰議院設立建白書」を提出。二月、佐賀の乱。

明治八年二月、所謂大阪会議で木戸孝允が示した申合せの草案に

は、宗光の手が加わった部分があるといわれるが、その草案には、一、「我輩ハ立君定律政体ヲ以テ其定説ト為ス可シ」、一、「我輩ハ斯定説ヲ実施センガ為メ、彼ノ議院制度ヲ採リ、以テ我法律法ヲ天下ニ明確ニスルヲ勉ム可シ」、などとある（萩原延壽『陸奥宗光』（上）、三六六頁）。

同八年四月、元老院議官に任命される。この時、元老院議官となつたのは、後藤象二郎、由利公正、福岡孝弟、山口尚芳、吉井友実、島尾小弥太、三浦梧楼、津田出、河野敏謙、松岡時敏、加藤弘之である。七月には第二回の任命として、佐々木高行、齋藤利行、有栖川宮熾仁親王、柳原前光、佐野常民、黒田清綱、長谷信篤、大給恒、壬生基修、秋月種樹の十名が補足された。以上の元老院議官に任命された人物を見て注目されるのは、安井息軒と関わりを持つ名前が目立つことである。陸奥、河野、斉藤、黒田は、息軒の三計塾出身者であり、松岡、佐々木、秋月は息軒と交つた人物である。同年十一月には、陸奥は河野とともに、元老院幹事となつた。ところで陸奥は、元老院議官に任命された時の感慨を「小伝」の中で以下のように回顧している。同年二月に、木戸孝允、大久保利通、板垣退助らが行つた大阪会議には自分もいささか関わつたが、同会議の結果、「四月十四日の大詔を煥発し新たに元老院を置かるゝに至れり此大詔は恰も明治十四年の大詔の先声と為りたる如く元老院を以て立法の源を開かれたるものにして余は同院議官に任命せられたるなり。」「立法の源」となる元老院の議官に任命され、期待に勇んでいる当時の陸奥の様子が窺われる。

明治十年一月、元老院副議長に仮任。同月、地方制度改革を建議。十二月、刑法草案按審査委員となる。

明治十一年六月十日、土佐立志社陰謀事件に関連し拘引され、論旨免官となる。同年八月二十一日付、除族の上、禁獄五年が申し渡される。同事件は、陸奥にとつて、「余が半生の一大危難にして自家の歴史上磨滅すべからざるの汚点」（「小伝」）であつた。九月一日、山形監獄に送られる。翌十二年十一月、宮城監獄に移送さる。翌十三年三月、宮城獄中で、「面壁独語」、「福堂独語」、「資治性理談」などを草す。翌十四年六月、J・ペンサムの主著 *Introduction to the Principles of Morals and Legislation* (1789) の訳稿『利学正宗』成る。また、「左氏辞令一斑」を草す。翌十五年、宮城監獄で「福堂詩存」を著す。同年十二月三十日、特赦を受く。翌年一月、放免釈放。同年、『利学正宗』を刊行。

明治十七年四月、伊藤博文に勧められて外遊の途につく。五月、サンフランシスコ着、六月末ニューヨークを發つ。アメリカでは同国の議會政治を視察。七月、ロンドン着。イギリスでは同国の議會制度の研究を行う。翌十八年三月、フランス。四月、ドイツのベルリン、六月、オーストリアのウィーン。同地に八月十五日まで滞在。シユタインについて憲法などを学ぶ。八月にはロシアへ旅行。九月、ベルリンからロンドンに戻る。

明治十九年二月、帰国。十月、弁理公使に任命される。

明治二十年四月、法律取調委員副長。四月、特命全權公使に昇進。

明治二十一年二月、アメリカ・ワシントン府在勤を命ぜられる。十一月、ワシントンでメキシコとの対等条約に調印。

明治二十二年二月、アメリカとの改正通商条約に調印。六月、ワシントンで日墨条約の批准交換。この時の感慨を後に回顧して、「日墨条約は我国始めて純然たる対等条約を結びたるものにして余実に全権委員たることを得たるは最も榮と為す所なり」（小伝）と記している。

明治二十三年一月、御用帰朝。五月、第二次山県有朋内閣の農務大臣となる。その時の農商務次官は前田正名だった。七月、第一回総選挙で和歌山県一区から立候補し当選。翌年五月、法科大学教授梅謙次郎を農商務省参事官に迎える。同月、天津事件発生。同事件に陸奥は冷静に対応。事件が起った時、「上下色を失し全く狼狽とも云ふべき有様なりしが、陸奥大臣は始めより冷静なりし。」<sup>14</sup>（『原敬日記』）と原敬は記していた。

明治二十五年三月、農商務大臣を辞任。八月、第二次伊藤博文内閣の外務大臣になる。

明治二十七年八月、日清戦争始まる。翌年一月、伊藤首相とともに日清講和会議全権弁理大臣に任命される。三月、清全権李鴻章と講和談判開始。四月、日清講和条約調印。

明治二十九年二月、『蹇蹇録』印刷。同著緒言の一に、「此編は明治二十七年四五月交朝鮮東学党の乱起りし以来征清の挙其功を奏し中間露、独、仏干渉の事ありしも遂に翌二十八年五月八日を以て日清講和条約批准交換を行ふに至りしまでの間に於ける外交政略の概

要を叙するを目的とす<sup>15</sup>」、とある。五月、外務大臣辞任。十二月、雑誌『世界之日本』発刊。

明治三十年八月二十四日、死去。十一月、大阪夕陽岡の陸奥家墓所に埋葬。

### (iii) 陸奥宗光の立憲思想

— 安井息軒からベンサムへ —

冒頭でも触れたが、陸奥宗光が幕末から明治にかけて目指したのは、萩原延壽が述べているように、何よりも日本に立憲政体を確立することであった。萩原はその画期的な著作『陸奥宗光』において、陸奥の生涯を追いつながら、歴史、思想、制度などさまざまな角度から、陸奥がいかに日本の立憲政体確立に努めたかを入手可能なあらゆる文献を使って詳しく論じている。だがその萩原の『陸奥宗光』でも、宗光の青年時代の師だった安井息軒と宗光との関係、宗光が息軒から受けたであろう学問的影響については全く触れられていない。しかし、息軒の影響は何も言っていないけれども、萩原徂徠や徂徠の弟子である太宰春台の影響についてはかなり詳しく言及している<sup>16</sup>。例えば、陸奥が歴史書を愛読したこと、「学問は歴史に極まり候事に候」という徂徠の言葉とを重ねている。また、陸奥が山形で獄中生活を始める際、東京からわざわざ『論語徴集覽』と『徂徠集』を携帯してきていた事実を、「徂徠学にたいする陸奥の尋常でない執着を物語る」という。そしてやがて東京の留守宅から送

つてきた書物の中に、「徂徠の高弟太宰春台の『聖学問答』(二冊)、『春台先生文集』(十二冊)の二部がまじっていた」と指摘している。いうまでもなく、萩原の意図は、陸奥に徂徠の影響があったとすることによって、陸奥がベンサムへと向かったのは自然だったことを論ずるためである。萩原も言及しているように、既に早く明治二十年代に、山路愛山は徂徠を日本のベンサムといい、徂徠とベンサムの親近性を指摘していた<sup>17)</sup>。そしてこの山路の指摘はある意味では正しい。即ち、徂徠もベンサムも広い意味——厳格な意味ではなく——での功利主義者だからである。周知のように、朱子学者は徂徠を功利主義者と見做し批判したが、それは徂徠の学問が儒学を逸脱したものであったからである。例えば、尾藤二洲は『正学指掌』「附録」の中で徂徠をこう批判する。徂徠の「学ノ主トスル所ハ功利ニテ、聖人ノ言ヲ仮リ飾リタル者ナレバ、大ニ諸家ノ意ニ異ナリ。……彼ハ聖門ノ学者ニアラズ。功利ノミ事トセル者ナリ。……管晏ヲ崇ビテ、覇ハ王ノ未ダ成ラヌナリトイヒ、孟子ノ王霸ヲ弁ゼルハ、先王ノ道ヲ知ラヌナリトイヘル類、ミナ其本意ノ所在ヲ見ルベシ<sup>18)</sup>。」と。徂徠の学問が儒学を逸脱しているという尾藤二洲の徂徠批判は誤っているが、徂徠が儒学以外の思想や学説に寛大であったことは間違いない。尾藤は「功利ノ説」を主として「管・晏等」の思想に当てているが、確かに徂徠は管晏などに対しては寛大だった。そこで尾藤は、徂徠を功利主義者と見做し批判したのだろうか。ところで安井息軒は、こうした徂徠の功利主義的傾向を受け継ぎ、更に、儒家思想と管子の法治思想とを統合したのだった。息軒

は『論語集説』の「序」で、朱子学を批判するとともに、「事業」を重視する自らの立場が「功利」を斥けるものでないことを明らかにしている。曰く、「及宗儒興。性理氣質為学者恒言。其說道也。自正入迂。自公入刻。言苟涉事業。斥為功利。語之益詳。而去道益遠<sup>20)</sup>。」と。そして息軒にとって、「事業」の中に、管子の「法治」も入っていたのである。この点で、息軒は徂徠を大きく乗り越えていたのであった。しかし勿論、尾藤二洲のような徂徠批判が全般的な外れのものであったという訳ではない。何故なら、伝統的な儒学には法の占める領域が極めて小さかったのだから。近代西洋の立憲政体の導入に、朱子学者が対応できなかった最大の理由はここにある。それを裏側からいえば、徂徠学の影響を受けた者、あるいは息軒の弟子たちは、それほど抵抗なく、近代西洋の立憲政体を導入することができたということである。ここで筆者の念頭にあるのは、西周や加藤弘之などが徂徠学の影響を受けた者、井上毅、谷干城、伊地知正治、また本論で取り上げている陸奥宗光などが息軒の弟子たちである<sup>21)</sup>。そして、これまで西や加藤については、既にかなり研究が積み重ねられてきていて、若い頃の徂徠学への傾向が、近代西洋の立憲思想と立憲政体の導入を容易にしたことが明らかになっている。これに対して、息軒の弟子たちは、谷を除いて、息軒との関係を示す資料を残していないので、彼らが息軒から何を学び、それが彼らの立憲構想・形成にどう影響を与えたのかがいま一つ明らかでなかった。しかしこれは、師の息軒の学問がいかなるものであり、また、三計塾でどういう教育がなされたかなどが分かれば、ある程度

推測できることである。陸奥宗光においてもこれは同じで、井上毅ほどではないけれども、陸奥も後に、自らの考えを率直に述べた論考をいくつも書いていて、それらを読むと、若い頃、息軒の下でどういうことを学んだかが確認でき、それがその後、近代西洋の立憲思想の理解と立憲政体の導入にいかに関わりついていたかを高い確率で推量することが可能なのである。勿論、上述したように、陸奥に影響を与えたのは息軒だけではない。坂本龍馬は、宗光の目を世界、西洋へ向けさせる上で決定的な影響を与え、また父宗広の影響も、軽く見てはいけないだろう。

宗光は生涯、父に対し敬愛の情を持っていたが、その理由としては、風貌や経世家としての資質が似ていたということもあるが、思想的に共通するものがあつたことが最も大きいであろう。父の宗広は幼少時、儒学を特に詩を好むが、日本人がいかに漢詩を作つても中国の詩人の水準には達しないだろうと思ひ、和歌の創作に転じ、本居宣長の弟子本居太平の門人となつた。しかしその後——田辺城に幽閉されるに及び——、仏教、殊に禪を学び参禪もし、禪の心を和歌に寓して歌い、それを自ら「倭歌禪」といつた。ここで、以上のことを、宗光が撰んだ「夕陽岡肝表」で確認しておこう。「先考好學考掘精確所見多出於人意表少時嗜詩既而嘆曰詩擬他邦之言者豈能得発性情之真哉乃從本居太平翁學倭歌遂有名於世……先考初不喜仏及幽于田辺城……借一切経誦讀四五年略通其説特喜禪理及遊京師參禪僧越溪于妙心寺所造益深常曰……若夫存妙理於言外則莫善於禪也乃述以歌詞其味無窮因禪旨於倭歌自号曰倭歌禪。」

周知のように、宗光の父宗広は江戸後期の優れた知識人で、その『大勢三転考』は現在も極めて高い評価を受けている歴史書である。同著が書かれたのは嘉永元年の頃だが、明治六年になって、子の宗興と宗光の要請で刊行された。同著がいかに優れた歴史書であるかは、内藤湖南の次の評価を窺うだけで十分だろう。新井白石は「古代を正直に真実に解釈した点では、徳川の末に出て大勢三転考を書いた伊勢千広に及ばない。……ざつと日本の目立つた史家としては、大鏡・愚管抄・親房・白石・伊勢千広、これ位で日本史学史は出来上らうと考へる。」これは湖南が新井白石没後二百年に際し行った講演会での発言である。

さて、『大勢三転考』は、福羽美静の「序」によると、「古書を研究するに時制の転変、制度の沿革をしらずしては読者の活用はえかたし」という動機から執筆され、「皇国上戸の制屍によりて其職をつとめしよりして中古官制のさまを記し又武臣執政の世となりしまでのこと」を書いたものである。即ち、同著は、日本の古代から徳川幕府の成立までの歴史を、社会的、政治的の制度の観点から、「骨の代」、「職（むか）の代」、そして「名の代」の三時代に区分して叙述した歴史書である。同著が同時代の人々にどのような影響を与えたかは勿論定かではない。しかし同著に盛られているような歴史観が、子の宗光などに少なからぬ影響を与えたであろうことは想像に難くない。

『大勢三転考』「骨の代」の中で宗広はこう書いている。「つらく考るに時勢の遷変る事は。天地の自なる理なるか。神の御はか

らひなるか。凡慮の測しるべきならねと。畢竟人の智にも。人の力にも及ふべき事ならず。然して五百年はかりの世をふる時は。自ら遷変るべき運数来りて。其時に当りて世にすぐれたる人出来て。此氣運に乗して大事を成就するものと見えたり。和漢今昔貫通して考るに。皆さる勢なりけり。……時勢は四時の遷るか如く。夏日の葛。冬夜の裘。いかてか一偏を固執せん。……古今の英主賢臣。時に応し。機に乗し。さま／＼思ひはかり賜ひし業は。其時世の勢を。深く考見るべき事にて。膠柱の論は立へくもあらずなん。<sup>24</sup>このように宗広は、一方では、人間の知力には限界があるので、時勢の変遷について推測することはできないとしながらも、他方では、超越的権威を藉りることなく、時勢の変遷を人間の英知で冷静に把握すべきだといひ、人間の主体性の重要性を説いている。そこには、近代的歴史観の萌芽がハッキリと看取できる。

また宗広は、時勢の変遷には柔軟に対応すべきだとして、一定の思想に執着すべきでないとい説いている。例えば、明治三年の紀行文「三の山踏」の中にこういうところがある。「万の事一隅に局るへからず万国各勝事ありひろく聞て文明の道開くへし、さきに西洋人と云題にて歌あまた詠し中に、外国のよきわざとりて我国のわざと遣ふそ御国ふりなるとよみたりしか、昔をいへは儒仏莊嚴の国なり今また西洋の道ひらけて益事物盛なるへし、儒にのみ執し仏にのみ着し、乃至国学にのみ固滞せは大業遂になかるへからず。<sup>25</sup>」

宗広は国学系の知識人だったけれども、仏教や儒教だけでなく、西洋思想に対しても寛大だったのは、宗広の国学が平田系ではなく

本居系の国学だったからであろう。宗広が西洋思想をどう理解し、また何時頃から寛大になったのかなどについては詳しくは分らないが、「三の山踏」が書かれたのが明治三年であるから、恐らく幕末の頃には既に知るところがあり、西洋思想を受け入れることが「時勢」であると悟っていたのではあるまいか。それはともかく、以上のような、歴史の変遷を知ることが人力を超えたものとしながらも、「勢ひ」・「時勢」を認め、制度を重視し、神・儒・仏のみならず、西洋思想にも寛大だった宗広の思想、歴史観は、当然ながら、子の宗光にも受け継がれていたはずである。

さて、室町末期から次第に興隆してきていた儒学は、江戸時代になると、少なくとも、知識人の間では、神道や仏教を圧倒し、支配的になった。宗広の歴史観に従えば、それが室町末期から江戸時代の「時勢」ということになろう。儒学が何故、時勢となり得たのかに関しては色々理由が挙げられるだろうが、最も大きなのは、室町末期以来の政治的混乱に終止符を打つためには、安定と秩序を何よりも重んずる儒学にその任務が求められたということであろう。室町時代まで支配的だった仏教がどちらかといえば内面的なものに關心を示すものだったのに対して、儒教は、「修己治人」の教えといわれるように、内面的なものだけでなく、政治的・社会的なものであったので、「時勢」の要求により応えることができる期待されたのである。しかし、幕末から明治にかけて、「時勢」が求めたのは、最早や儒教ではなく、西洋の思想と文明であった。「時勢」は富国強兵と立憲政体の確立に向かっており、それらを達成するに

は、儒教のみに頼るだけでは不可能で西洋に学ばねばならない。少なくとも、坂本龍馬に出会った後には、宗光はこう考えていたに違いない。龍馬の極く近くにいた宗光は、「船中八策」に盛り込まれているような思想、政策を、直接龍馬から、あるいは龍馬の近辺にいた人物から、恐らく耳にしていただろう。「船中八策」が目指したのも、富国強兵と立憲政体の確立ということであった。

このように、宗光は龍馬から今後日本の進むべき道を示され、宗光もそれを肯定した。だが、若い頃儒学を正式に学び、儒学が自らの思想の骨格となっていた宗光は、龍馬が示した道の根底にある思想的問題にも取り組まなければならなかった。即ち、日本の近代化には、儒学だけでは何故不十分なのか、一体儒学のどこに問題があるのか、更には、儒学と西洋思想とはどこが違うのか、いままう大きくいえば、儒教を基盤とした東洋文明と西洋文明、といった問題である。宗光がこうした問題意識を持っていたことは、最晩年の『蹇蹇録』の中でも表明されている。同著第五章のはじめのところにこうある。「嘗て我国の漢学者流は常に彼国（中国―筆者注）を称して中華又は大国と云ひ頗る自国を屈辱するを顧ず若に彼を崇慕したるの時代もありしに今は早我は彼を称して頑迷愚昧の一大保守国と侮り彼は我を視て軽佻躁進妄に欧州文明の皮相を模擬するの一小島夷と嘲り両者の感情氷炭相容れず何れの日か茲に一大争論を起さざるを得ざるべく而して外面の争論は如何なる形跡に出づるも其争因は必ず西欧的新文明と東亜的旧文明との衝突たるべしとは識者を待たずして知るべき事実」である<sup>26</sup>、と。

少し注釈を加えておこう。この著作は明治二十八年に書かれたものであるから、引用した文章では、幕末・明治初期の日本における東洋文明と西洋文明の問題が、近代西洋文明を摂取した日本とまだ摂取していない中国の問題に変わっている。しかし周知のように、日清戦争後の中国は、明治維新後の日本と同様、急速に近代化・西洋化を推し進めていった。そしてそれは、中華民国成立前後頃までは、日本の近代化・西洋化と略々同じ道を辿るのだけれども、その後には日本とは違った道を進んでいった。富国強兵では同じであったが、日本は立憲政体の確立をほぼ達成したのに対し、中国では、立憲政体の確立が挫折したため、一党支配体制、そして社会主義へと突き進むことになった。だがその過程において、中国では、儒教を基盤とする東洋文明が厳しい批判を受け、儒教は否定さえされた。勿論、儒教は日本でも急速に衰退していったが、中国のように否定されることはなかった。

日本と中国は、その近代化・西洋化の過程で何故違った道を進んだことになったのか。それは、儒家思想と法家思想の対立が、中国では極めて厳しかったのに対し、日本ではそれほど厳しくなかったからである。いうまでもないことだが、西洋の「法治国家」思想、即ち「法の支配」という思想は、法と政治の関係でいえば、法が政治を支配する、法の下での政治ということである。ところが、儒教では政治のウエイトが大きく、法のウエイトが極めて小さいので、儒教からは法の支配とか法治国家といった思想は生まれなかった。これは、「法」ではなく「政治」が、「正」あるいは「正義」と結びつ

いていたからである。しかし、社会の維持と発展のためには、法は不可欠である。そこで儒家たち——そして支配者たち——は、それを補うために、法家の思想や法術を利用し、社会の維持と発展を図ってきたのであるが、儒家らは、価値的には法家思想に対する儒家思想の絶対的優位性を説き続けてきた。そのため中国では、儒家思想と法家思想との対立が激しく、これが近代西洋の法の支配、法治国家の導入に大きな壁となったのだった。これに對して日本では、儒家思想と法家思想との対立がそれほどなかったので、幕末には、安井息軒のように、儒家思想と法家思想とを統合するような儒者が現われたのである。陸奥宗光も息軒の弟子の一人であった。だが、上でも述べたように、宗光が実際に、具体的に息軒からのような影響を受けたのかについては、宗光自身語っていないので、分からない。しかし、宗光が書き残した諸論考には、息軒の影響の痕跡がハッキリ認められる。以下、その痕跡を詳しく追い、息軒が宗光に与えた影響を見ることにしよう。

宗光が萩生徂徠から受けた影響について論じた者としては、萩原延壽や岡崎久彦などがある。そして萩原と岡崎は、宗光に大きな影響を与えた西洋の思想家、特にベンサムとの親近性にも論及している<sup>27</sup>。しかし、萩原も岡崎も宗光と安井息軒との思想的関係については殆ど扱っていない。もっとも、徂徠は息軒が最も評価している日本の儒学者であるから、徂徠と息軒は、思想的に重なるところも多いが、違っているところもある。本論との関連でいえば、徂徠も息軒も、管子の法治思想を重視するけれども、徂徠があくまで

儒学の内部で管子を論じているのに対し、息軒は儒学と管子の法治思想とを統合しており、従ってそれだけ、息軒においては、管子の法治思想が高く評価されている。そうした違いは、徂徠が聖人や君子、即ち支配者の作為を絶対視したのに対して、息軒はそうでなかったところからきている。つまり、息軒の思想の方が西洋の法の支配、法治国家思想に近いということである。いうまでもないことだが、立憲主義、立憲政体は、法の支配、法治国家思想から生まれたものである。それ故、宗光が息軒から影響を受けたかどうかの問題は、まずは、宗光が孔子や孟子などの儒家思想と、管子をはじめとする法家思想とをどう扱っていたのか、両者の関係をどう考えていたのかが分かれば、自ずと明らかになる。それには、宗光が東北の監獄で草した『面壁独語』、『福堂独語』、『資治性理談』を読み、『春秋左氏伝』から巧みな外交辞令が記されている文章を抜粋した『左氏辞令一斑』を見れば十分であろう。それらの論稿には、孔子や孟子、荀子などの儒家はもとより、管子や商子、韓非子などの法家の名前が頻出してゐる。もっともそれらの論稿は、宗光がモンテスキューやJ・S・ミル、ベンサムなど近代西洋の思想家たちを学んだ後に起草されたものであるから、そこに見られる儒家や法家の理解が、若い頃に三計塾などで安井息軒から教わった時の理解と異なっていることは当然であろう。恐らくその間、宗光の中で、孔子や管子などの東洋思想と、モンテスキューやベンサムなどの近代西洋思想との対立・葛藤があったことは想像に難くない。そうした対立・葛藤を経て行き着いた地点を表現したものが、上の諸論稿であ

った。

それらの論稿を見る前に、先ずは、宗光が入獄直後に作った漢詩「山形繫獄」の一部を、摘示しておこう。<sup>28)</sup>

弁如懸河胆如天

祇愛杯酒不愛錢

踏破五大洲山海

読尽人間書万篇

常笑管仲器何小

又嘲孟軻学未全

注目されるのは、管子や孟子の名前が出ていることである。繰り返し述べてきたように、安井息軒は、儒家思想と法家思想を統合した思想家である。しかしそれが可能だったのは管子を媒介にしたからであった。一般に管子は法家の始祖とされているけれども、穂積陳重もいうように、その思想は、孔子・孟子の儒家思想と商子、韓非子の法家思想の中間あたりに位置していたのである。そういうこともあるのだろうか、孔子は管子に対して、批判的な批評と好意的な批評をしている。即ち、孔子は一方で、「管仲之器小哉」（『論語』八佾篇）、といっているが、他方では、「管仲相桓公霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣」、といっている。宗光の上の漢詩の「常笑管仲器何小」は、孔子の言葉を引きながらも、批判度を更に強めている。（但し、宗光も以下に見るように、他方では、管子を好意的に批評している。）また、次に「又嘲孟軻未全」といって、宗光は、孟子の思想、学問が不十分であることを

嘲笑している。勿論、こうした管子や孟子に対する激しい批判や嘲笑は、宗光が三計塾にいた時、息軒の口から聞くことはなかったはずである。もっとも、当時、宗光自身が管子や孟子をどう考えていたかは分からないが、恐らく、管子や孟子に批判的、嘲笑的になったのは、その後、宗光は西洋思想、特に立憲主義思想を学んだので、今度はそれとの比較で管子や孟子を見るようになったからであろう。

宗光が上の諸論稿を書くことになるまでに、既に、西洋思想について自分なりに学び、そして、ある程度の確信を持つに至っていた。これらの諸論稿には、モンテスキュー、ベンサム、J・S・ミルなど多くの西洋思想家の名前が出ているけれども、宗光が最も傾倒したのはベンサムであった。それは、宗光自ら、ベンサムの主著『利学正宗』の全訳したことからも十分窺える。もっとも、宗光が同著の訳書を作る前に、既にベンサムの本はいくつか邦訳されていたので、宗光はベンサムの著書をすべて原書で読んだ訳ではないだろう。明治以降、ベンサムの著作は、J・S・ミルに少しは遅れてではあるが、次々に邦訳されている。宗光の『利学正宗』が刊行される前に邦訳されたものを出版年順に挙げると以下のようである。

- 1、何礼之訳『民法論綱』（明治九年刊、*Principles of the Civil Code*の訳）、
- 2、林董訳『刑法論綱』（明治十一年刊、*Principles of the Penal Code*）、
- 3、島田三郎訳『立法論綱』（明治十一年刊、*Principles of Legislation*）、
- 4、同訳『民法論綱緒論』（明治十二年刊、*E. Dumont, Introduction à principes du code civil.* 但し、英訳か

らの重訳)、5、藤田四郎訳『政治真論』(明治十五年刊、*Fragment of Government*)、6、佐藤寛四郎訳『憲法論綱』(同年刊、*Leading Principles of a Constitutional code, for Any State*)、などである。<sup>30)</sup> 宗光がこれらの訳書の多くを読んでいたことは、訳者あるいは訳書と宗光の関係から明らかに推測できる。何礼之は、慶応元年、長崎にいた時、一時身を寄せていた英学塾の先生で、後に、モンテスキューの『万法精理』(『法の精神』明治八年刊)を邦訳している。林董は佐倉の蘭方医佐藤泰然の子で、陸奥が英語のできるものとして重宝した人物。陸奥が神奈川県知事時代の部下、外務大臣時代の外務次官として陸奥を助けた。また、林自身も陸奥を「予が生涯最第一の知己」として尊崇していた。島田三郎訳の『立法論綱』には、陸奥は元老院幹事として「序」を書いている。曰く、「西哲賓雅吾曰造化投人類于苦樂之境焉信哉斯言也」、また曰く、「世之在立法之職者得此書而講此學則所裨益為不鮮少矣」、と。序でにいえば、藤田四郎訳の『政治真論』には、陸奥と同じく息軒の三計塾出身の島本伸道が「序」を寄せている。曰く、「使君子恒在上而小人恒在下、則無論而已矣」、また曰く、「使民人進于自治而治人之域亦能使小人不得逞其意其有功於民人可謂宏且大矣哉」、と。

そして、明治十六―七年に、陸奥が全訳したベンサムの主著『利学正宗』(二巻)が刊行された。陸奥は同著の書名について、「凡例」の中で、以下のようにいっている。「書名ヲ直訳スレハ蓋シ道徳及ヒ立法ノ主義総論ト云フ義ニ中レトモ便氏ノ著書ハ渾テ実利主義ニ出テサルモノナシ就中此書ノ如キハ最モ丁寧反覆シテ同主義ヲ

演繹スルモノ多シ故ニ之ヲ訳シテ利学正宗トス」、と。翻訳しているほどだから、陸奥が最も専心読んだのは、『利学正宗』だろうが、その他にも、邦訳や原文でベンサムの著書を読んだことは間違いない。陸奥がベンサムからどういうことを学んだのか詳しくは分からないけれども、重要な点は、「面壁独語」、「福堂独語」、「資治性理談」の中で、十分活用されている。本論との関連でいえば、その核心は、「人情は苦を避け樂を求むるを希ふに外ならず」と、「法律とは命令の言」、そこから導かれる道徳と法律の区別、ということになるうか。そして、このことが、陸奥をして東洋における道徳と法律の問題を改めて検討せしめることに到らしめたのだった。

「道徳とは教訓の言なり、法律とは命令の言なり、其術各異なり其用亦同じからず、然れども其成果は竟に同一とす、他なし、皆人類の幸福を指示し、之を緊固にするに在り。」<sup>36)</sup>これが、ベンサムなど西洋の功利主義者の「道徳と法律」の関係についての議論であるけれども、東洋ではどうか、あるいはどうだったのか、陸奥は次のようにいう。「世人動もすれば、道徳の義を尊崇し、法律の旨を軽視す、若し此を以て政学上の論に題提出するときは、彼礼樂の治といひ、法律の治律の治といふが如く、恰も其間に一大涇渭を画し、以て其区域を樹立」している有様である。では何故そういうことになったのか。それは、「孔子の所謂之を道くに礼を以てし、之を斉ふるに刑を以てする等の意に盲従」しているからであろう。何故盲従するのかといえば、以下のように考えているからだろう。「法律とは至蔽の威力ありて、人を馳驅して悪行を禁制するものなれ

ば、其浸染涵養の効用、彼の道德の寛裕なる気性を以て、識らず知らず、人類の善行を化成するに如かず<sup>37)</sup>、と。

このように、陸奥宗光が対決を迫られたのは、西周や井上毅などがそうだったように、東洋の徳治・礼治主義と西洋の法治主義との問題だった。勿論、東洋でも法家の法治主義はあったけれども、東洋の正統思想であった儒教では、法律は軽視されてきた。これを示すものとして、陸奥は上のように、「道之以政、齊之以刑、民免而無恥、道之以徳、齊之以礼、有恥且格。」という孔子の言葉を引きしている。それを直接示すものではないが、この問題との関連でよく引かれる「葉公語孔子曰、吾党有直躬者。其父攘羊、而子証之、孔子曰、吾党之直者異於是、父為子隱、子為父隱、直在其中矣。」を引き合いに出して、陸奥は「孔子が葉公を盗羊の父子の曲直を弁論せしが如く、到底其法語の扞格不通なるに窮せるを見る可きなり」といついて注目してよいだろう。また、この文に続けて、陸奥はこういう。「孟軻を始とし、漢学者流は、權道といふを以て、常に其法語中の扞格不通なる所を解釈せんとせり、然れども此權道といふも、亦別に根拠とすべき標的あるにあら<sup>38)</sup>ず、と。

これに対して、陸奥は概して法家思想家を高く評価した。例えば管子に対しては、「衣食足而知榮辱と云ひしは千古の確言なり」と評し、しかもその上、「然れども今人は何に由りて其衣食を求むべきか、曰く唯々其智識を以て之を購得するに在るのみ<sup>39)</sup>、と、その現代的意味・解釈を施している。上述のように、山形で入獄直後に、「常笑管仲器何小」と詠じた宗光も、実は管子を高く評価して

いたのである。また、商子の「民不与慮始、而可与樂成」にも、先駆者商子の言葉として理解を示している<sup>40)</sup>。子産に対しても、宗光は同様なことを言っている。「左氏辭令一斑」に、子産の事跡が多く引かれているのも、宗光が子産を高く評価していたことを示す傍証となる。特に、「鄭人鑄刑書」<sup>41)</sup>の文章を注視。

かように宗光は、法家を高く評価するのだが、その理由は、法家が「時」と「処」に適った思想を提示しているからである。陸奥は以下のようにいう。「時と処とを察知すといふは、用智の工夫上肝要なる一問題とす、凡て何等の上智と雖、若し其時と処とを得ざるに於ては、決して一事も成し能はざるべし、……孔孟の生時は如何なる時代なるぞ、即ち春秋戦国の世にして群雄割拠し、諸国争ふて人才を登用し、各自富強の道を求むるの時なり、故に其間豪傑自ら輩出し、大国に在りては齊の管仲の如く、諸侯を九合し天下を一匡し、小国に在りては、鄭の子産の如く、晋楚に間して能く自国の安寧を保ち、……或は申不害商鞅の如く、名法を制立して富強の效を奏し、……各自に其所を得て其志を得たり、然るに独り孔孟は迂遠なる唐虞三代の礼楽を講じ、俄に夏時を用ひる殷略に乗り周冕を戴かんとするは、縦ひ其言の美なるにもせよ、実に当時不急の事といふべし、……何ぞ始めより徒らに四方に奔走せずして、断然塵念を絶ち世交を謝し、専ら其心身を著作に委ねざりしや、即ち能く此の如くせば、六経の外尚ほ幾経かを纂修し、七篇の上尚ほ数篇かを著述することを得しならん、其書にして縦ひ當時に用なきも、或は後世を益すことなしとせず。」<sup>42)</sup>息軒にとって、『管子』は確かに「六経の

外」の一経であつた。宗光の孔孟觀は息軒とは違うが、そこから、ベンサムなどの法治主義へは後一步であつた。また、ベンサム流の法治主義も法家のそれと同じく基本的に法実証主義に立っていたので、管子や子産からベンサムへの移行はそれほど困難ではなかつたであらう。<sup>(43)</sup>

明治十七年四月、陸奥は伊藤博文の勧めで、欧州に遊学する。前年、欧州から帰国していた伊藤は、ウィーンでシュタインからドイツ流の国家学を学んで、自らの憲法觀を固めていたところだつた。陸奥は、先ずイギリスで英国の議會制度を学び、次いで翌年六月、ウィーンに赴き、やはりシュタインから国家学の授業を受け、同年末、帰国した。問題は、ベンサムに代表される功利主義によつて千載の迷夢を破られた陸奥の思想、特に立憲思想が、シュタインの影響によつて変化したかということにあるが、これは今後の更なる研究に俟たねばならないけれども、恐らく、シュタインによつて陸奥の視野は拡げられたが、イギリス流の思想、立憲思想に対する信頼は揺るがなかつたのではないだろうか。

陸奥は明治十九年過ぎ、「緒言」と「国会ノ組織」からなるかなり長文の「憲法論」を書いているが、「緒言」の主要部分を摘録すると以下のようなのである。「憲法ハ国家ノ根本法ニシテ、其包括スル所ノ事項甚ダ重要ナルハ論ヲ俟タズ。夫ノ国会ノ組織亦実ニ其一二居レリ。……我國ノ今日ニ於テ創設セントスル憲法ノ条款ノ中ニハ、一タビ定立スレバ決シテ容易ニ変更ス可カラザル者アリ。或ハ種々ノ事情ニヨリ数年ノ後ニ変更セザル可カラザル者アラン。……

国会ノ組織ノ如キ、其事ノ重要ナル者タル、敢テ多言ヲ費ヤスヲ要セズト雖ドモ、往々時運ノ變遷ニ從ヒ頗ル其規則法制ヲ變換セザル可カラザル者アル可ク、況ヤ我國ノ如ク古来未曾テ所謂立憲政体ニ貫レザル政府ト人民トノ間ニ画立セントスル所ノ国会制度ヲシテ永世少變ナキ者ヲ確定センコトハ、甚ダ難キ者アルヤ。故ニ某窃ニ謂フニ、将来我國ニ創立セントスル所ノ憲法ニハ、夫ノ御誓文中、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シト云フノ聖旨ニ基キ、特ニ立法ノ本源タル所ヲ明カニスルノ条款ヲ挙ルニ止メ、其他国会組織ノ規則法制ノ如キハ一種独行ノ法律トシ、或ハ時勢ニ適応シテ必シモ根本法ノ枝幹ニ斧痕ヲ与ヘズシテ變改更易スルコトヲ得セシムルヲ以テ最モ便トス。<sup>(44)</sup>陸奥のかような憲法論は、直接實際の憲法制定には恐らく殆ど影響を与えることはなかつただろうが、立憲政体の確立に陸奥がいかに熱心だつたかを示す史料であることは間違いない。

明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法（明治憲法）が發布される。

明治二十六年末、第二次伊藤内閣の外務大臣として陸奥は、衆議院で行つた演説の中で、こういつている。「試に明治初年に現在したる所の日本帝国を以て今日に現在する所の日本帝国と比較して御覽なさい。其進歩の程度は如何に大なるや、其開化の効力は如何に著しきやを知るに難からぬと思ひます。」こういつて陸奥は、維新後の我が国の經濟面、軍事面の進歩・發展の軌跡を具体的に述べ、そして次のように言葉を繼ぐ。「若し之に加ふるに人文の自由を拡

張し、制度文物を改良し、学術工芸の進歩したるものを以てすれば、実に枚挙に遑あらぬと思ひます、特に其一大特例として云ふべきものは立憲の政体茲に立ち、則ち今日、本大臣か諸君と国家須要の政務を論するに至るまでに進歩したるは亜細亞洲中何れの国にありますか。」と。

## 注

- (1) 萩原延壽『陸奥宗光』(上・下)、『萩原延壽集』2・3巻、朝日新聞社、平成十九・二十年) 参照。また、岡崎久彦『陸奥宗光とその時代』(PHP、平成十一年)も参照。
- (2) 「小伝」〔伯爵陸奥宗光遺稿〕所収、岩波書店、昭和三年)。「小伝」はすべて同著から引用。
- (3) 若山甲蔵『安井息軒先生』(蔵六書房、大正二年)、一六七頁。
- (4) 黒江一郎『安井息軒』(日向文庫刊行会、昭和五十七年)、一二五頁。
- (5) 勝海舟『氷川清話』(江藤・松浦編、講談社学術文庫、平成十二年)、一四八頁。
- (6) 坂崎斌『陸奥宗光』(博文堂、明治三十一年)、一八頁。
- (7) 蘆野徳林『訳注無刑録』(刑務協会、昭和二年)、二頁。
- (8) 萩原延壽『陸奥宗光』(下)、一八七頁。
- (9) 萩原延壽『陸奥宗光』(上)、一〇五・六頁。
- (10) 平尾道雄『坂本龍馬海援隊始末記』(中公文庫、平成二十一年)、一五八頁。
- (11) 宮地佐一郎『龍馬の手紙』(講談社学術文庫、平成十五年)、四九九―五〇二頁。
- (12) 「後藤伯」〔陸奥宗光伯〕所収、陸奥宗光伯七十周年記念会編、昭和四十一年)。
- (13) 大隈重信はこういつている。「地租問題ほどやかましい問題は、実際において他になかった。その地租を改正しようという意見を出したのは陸奥宗光である。それは明治六年の春であった。陸奥は租税頭をしていながら、改正論を持ち出したのである。……陸奥は、地租改正の意見を

まず第一に、わが輩のところへ持ってきたのである。わが輩は陸奥の意見を聞いて直ちに賛成した。」(大隈重信は語る)、早稲田大学出版部、昭和四十四年)、一六―七頁。

- (14) 原奎一郎編『原敬日記』(二)(福村出版、昭和五十六年)、一七九頁。
- (15) 陸奥宗光『蹇蹇録』(伯爵陸奥宗光遺稿)所収、二八二頁。
- (16) 萩原延壽『陸奥宗光』(下)、一九―三頁。
- (17) 山路愛山『荻生徂徠』(史論集)所収、みすず書房、昭和三十三年)。
- 徂徠は「其『製作的の治術』を可否すべき標準を論ずるに至つては、彼れはベンタムの如く功利教に陥らざるを得ざりき。彼れは曰へり、先王の道は天下を安んずるの道なり。先王天下を治むるに四術を以てす、所謂詩書礼楽是なり、……と。……婦する所唯天下を安んずるに在りと云ふのみ。是豈ベンタムの最大幸福主義に符節を合する者に非ずや。」(同著、九七頁)。
- (18) 尾藤二洲『正学指掌』(日本思想大系)37、『徂徠学派』所収、岩波書店、昭和四十七年)、三四六頁。
- (19) 安井息軒『論語集説』(漢文大系)(一)所収、富山房、明治四十二年)、一頁。
- (20) 同右、三三六頁。
- (21) 西周や加藤弘之の徂徠学の影響については、拙著『近代日本の社会科学者たち』(行人社、平成十三年)の第一章参照。井上毅については、本稿「安井息軒研究(六)」、谷干城は拙稿「安井息軒と土佐の政治家たち」(土佐の歴史と文化)所収、行人社、平成二十三年)、伊地知正治は拙稿「伊地知正治と立憲構想」(薩摩の歴史と文化)所収、行人社、平成二十五年)など参照。
- (22) 「夕陽岡阡表」〔伊達自得翁全集〕所収、陸奥広吉編、雨潤社、大正十五年)、五二二頁。
- (23) 内藤湖南「白石の一遺聞に就て」(『先哲の学問』所収、筑摩書房、昭和六十二年)、四〇頁。引用文中の親房は、「神皇正統記」の著者、北畠親房のことである。
- (24) 伊達千広『大勢三転考』(『伊達自得翁全集』所収)、二九―三二頁。
- (25) 伊達千広「三の山踏」(『伊達自得翁全集補遺』所収、陸奥広吉編、昭和十五年)、九五頁。

- (26) 陸奥宗光『蹇蹇録』、前掲書所収、三三〇頁。
- (27) 萩原はこう述べている。「問われていたのは、先駆的な規範と経験のいずれを優先させるかという哲学上の根本問題であり、陸奥は後者の立場をとることにより、徂徠学の教養とベンサム功利主義をつなぐ理解の通路をひらいたのである。陸奥が最初からベンサムの思想をよく理解したのも、けっして理由のないことではなかった。」(『陸奥宗光』(下)、二四〇頁) また、岡崎も「陸奥の思想は、徂徠学の上にベンサムの影響を受けている。」(『陸奥宗光とその時代』、一三四頁)、と述べている。
- (28) 「福堂詩存」(『伯爵陸奥宗光遺稿』所収)、七一六頁。
- (29) 穂積陳重『祭祀及礼と法律』(岩波書店、昭和三年)、二四九頁。例えば、穂積は次のようにいっている。「管子は法家にして最も儒家に近い……管子は……法を以て治道の本と為し、法治を主とし礼治を従として居ります。又これと同時に、礼は法の本なることを認めて、事実上礼のみを以て治むべからざるがために、法制に拠って治めざるべからずとして居る。」(二四九頁)。
- (30) 永井義雄『ペンサム』(『人類の知的遺産』44、講談社、昭和五十七年、一五二頁)。
- (31) 安岡昭男『陸奥宗光』、一七頁。尚、何礼之の英学塾で学んだ者に、前島密、前田正名、高峰譲吉、山口尚芳、栗野慎一郎などがある。
- (32) 林董『林董回顧録』(『東洋文庫』173所収、平凡社、昭和四十五年)、八一頁。
- (33) 永井義雄『ペンサム』、三五六―七頁。
- (34) 同右、三五九頁。尚、島本仲道については、拙稿「安井息軒と土佐の政治家たち」参照。
- (35) 『陸奥宗光伯』、九六頁。
- (36) 陸奥宗光『面壁独語』(『伯爵陸奥宗光遺稿』所収)、二七―八頁。
- (37) 同右、二八頁。
- (38) 同右、二二―二頁。
- (39) 陸奥宗光『福堂独語』、前掲書所収、九九頁。
- (40) 陸奥宗光『面壁独語』、前掲書所収、四五頁。
- (41) 陸奥宗光「左氏辞令一斑」、前掲書所収、六九九―七〇〇頁。
- (42) 陸奥宗光「福堂独語」、前掲書所収、一三六―七頁。
- (43) 紙幅の都合でこれ以上論ぜられないが、何れ機会を得て詳しく論じてみたい。
- (44) 陸奥宗光「憲法論」(『日本近代思想大系』9、『憲法構想』所収、岩波書店、平成元年)、二四九頁。江村栄一は、陸奥宗光の外遊での成果についての萩原延壽の解釈と「憲政論」とは一致しているとして次のようにいう。「陸奥には明治十六年から十八年の英独外遊の成果である七冊の英文ノートがある。萩原延壽氏の研究『陸奥宗光』下巻、朝日新聞社)を参照すれば、「憲法論」の意味はさらに鮮明になる。……イギリスで責任内閣制が定着するまでに二百年かかっている。民権派の主張をただちに入れることはできない。しばらく超然内閣制の立憲制でも、将来において責任内閣制を実現できるとする立場をとる。これが外遊で得た陸奥の結論だというのである。
- 「憲法論」と萩原氏の解釈は、相互に補う形で一致していると考えてよい。陸奥は英文ノートの場合と同様に下院議員選挙の将来に普通選挙を是認している。総員仮に二百二十人とした上院についても、府県会選出の議員四十六名(明治二十一年の三府四十三県を仮にとれば)を入れることを制度的に論じている。明治憲法多額納税者議員の選出に比べれば、はるかに民選の理にかなっている。有爵者議員は一代勅選議員とし、人数規定が必要であるとも述べている。陸奥の「憲法論」は、立法過程にみるように保守的ではあるが、上下院の各民選規定で明らかにように、将来の責任内閣制を展望して制度的に布石が打たれている点に独自性がある。(家永三郎他編『新編 明治前期の憲法構想』、福村出版、平成十七年、一〇七頁)。
- (45) 陸奥宗光「条約励行案に就て」(水口俊雄編纂『名文と雄弁』所収、河合文港堂、明治四十二年)、一一五―一六頁。